

件名	花山ポンプ場送水ポンプ設備試運転調整業務
契約の相手方	メタウォーター株式会社 関西営業部
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本件は令和4年度に今回の契約の相手方であるメタウォーター(株)が花山ポンプ場送水ポンプ設備新設工事の中で設置した送水ポンプ設備の試運転調整を行うものである。</p> <p>施工当時は関連工事の遅れ等があり、送水ポンプ設備への電源の供給およびポンプ場内の配管への送水のいずれも行えなかったため、設計変更を行い試運転調整業務を見送った。</p> <p>今回、運転可能な状況が整い、送水ポンプ設備の運用開始に向けた試運転及び調整を行うこととなった。</p> <p>本件の責任施工が出来るのは施工業者のみであるため、特命随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所 機械工事担当 新木 (電話番号 361-7285)